

美里町地域公共交通網形成計画の概要

1. 経緯

平成29年3月22日作成

平成29年4月10日公表

2. 美里町地域公共交通網形成計画の区域

美里町全域

3. 美里町地域公共交通網形成計画に関する基本方針

本計画は、過疎化並びに少子高齢化が急速に進行している本町において、今後も町民の生活を確保し、まちの活力を維持していくために、「町民の生活」「交流」「まちの活力」を支える利用しやすい公共交通を目指す将来像として、①地区拠点をつなぎ、住民の暮らしを支える公共交通、②わかりやすく利用しやすい公共交通、③持続可能な公共交通の3項目を公共交通の基本方針に設定している。

特に、基本方針①に基づく施策としては、町内に4つの拠点を設け、交通のみではなく身近な買い物や住民同士の語らいの場としても機能する美里町版小さな拠点づくりを据え、この拠点を中心に公共交通ネットワークを形成することとしている。

また、基本方針②では、著しく低い公共交通利用率の要因の一つに考えられる公共交通のわかりにくさに対し、町内の公共交通の一元化や交通事業者間の情報共有化などに取り組むこととしている。

4. 美里町地域公共交通網形成計画の目標

本計画では、前述の公共交通の目指す将来像、基本方針に基づくとともに、本町が抱える公共交通の問題点・課題も踏まえ、7つの目標を位置付けている。

前述の基本方針の通り、本計画のポイントは拠点の形成とそれを中心にしたネットワーク形成、わかりやすさ・利用しやすさの向上であり、これらに対応した目標①～③は本計画の中でも重点目標である。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

目標①の達成に向けた施策

施策①：地区拠点の設定と機能強化

- ・地区拠点整備（実施主体：美里町、交通事業者）

目標②の達成に向けた施策

施策②：住民のニーズに応じたルート・ダイヤへの見直し

- ・集落と地区拠点間の美里バス（仮）の運行（実施主体：美里町、交通事業者）※地域公共交通再編事業
- ・路線バスの維持・見直し（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・域内交通と域外交通の円滑なダイヤ接続（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・スクールバス運行の見直し（実施主体：美里町、交通事業者）

施策③：バス停留所の待合環境の整備

- ・バス停留所の上屋・ベンチの設置（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・協力施設への待合スペース設置（実施主体：美里町、交通事業者）

目標③の達成に向けた施策

施策④：町内公共交通の一元化、公共交通情報の発信

- ・町内公共交通の一元化（実施主体：美里町、交通事業者）※地域公共交通再編事業
- ・バス停留所の共同利用、停留所名称の統合（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・事業者間の情報の共有化（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・情報発信（実施主体：美里町、交通事業者）

施策⑤：利用しやすいバス・プロジェクト

- ・わかりやすい時刻表への改良（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・バスロケーションシステムの導入（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・低床車両の導入（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・免許返納者等への優遇方策（実施主体：美里町、交通事業者、県警）
- ・商店と連携した利用促進策展開（実施主体：美里町、交通事業者、協力店舗）

目標④の達成に向けた施策

施策⑥：モビリティ・マネジメントの展開

- ・公共交通マップ&総合時刻表の作成（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・乗り方教室の開催（実施主体：美里町、交通事業者、地区住民）
- ・高齢者バスハイクの開催（実施主体：美里町、交通事業者、地区住民）

目標⑤の達成に向けた施策

施策⑦：観光施設と連携した利用促進策の展開

- ・観光交流施設へのバス停移設（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・観光交流ホームページへの掲載やバス企画乗車券発行（実施主体：美里町、交通事業者、観光施設）

目標⑥の達成に向けた施策

施策⑧：マイバス運動の展開

- ・町民意見を基にした PDCA サイクルの構築（実施主体：美里町、交通事業者、町民）
- ・趣味の作品の展示やバスのサポーター制度導入（実施主体：美里町、交通事業者、町民）
- ・接遇の向上（実施主体：美里町、交通事業者）

目標⑦の達成に向けた施策

施策⑨：車両・設備の更新や運転士の確保に向けた支援

- ・バス車両やバス停留所標識の更新に向けた支援（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・公共交通の人材確保に向けた支援（実施主体：美里町、交通事業者）

6. 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

本計画では、計画の達成状況を測る数値指標として、計画全体に対する数値指標と各目標に対する指標を設定し、それぞれ現況値と目標値を整理している。

今後は、各施策の実施状況の評価に加えて、設定した各指標を一つの評価基準に、継続的なモニタリングによる単年の PDCA サイクルと計画全体を検証する5ヵ年単位の PDCA サイクルを回し、評価を実施していくこととしている。

7. 計画期間

平成29年～平成33年

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：平成28年7月12日、名称：美里町地域公共交通活性化協議会、構成員：別添）

9. 法第5条第7項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手：美里町地域公共交通活性化協議会（別添）

協議成立年月日：平成29年3月22日

10. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

① 美里町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、4回にわたって協議会で議論を行った。

別添のとおり

② 利用者（アンケート・住民懇談会等）

・住民アンケートでは、現状の公共交通に対する評価と今後の公共交通に望む要

望、公共交通を利用しない理由、公共交通に対する改善要望などを尋ね、公共交通の問題点や課題の把握や公共交通のあり方検討、施策検討等に活用した。

- ・住民懇談会では、主に高齢者を対象に、普段の生活における困りごとやその改善要望などを把握し、公共交通の問題点や課題の把握や公共交通のあり方検討、施策検討等に活用した。

- ③ パブリックコメントを平成29年2月23日から平成29年3月8日まで行ったが、寄せられた意見はなかった。しかし、協議会での意見を随時反映し、承認を受けた。

11. その他

- ・ 法第7条による提案の有無
無し
- ・ 活用を考えている国の支援制度とその内容
 - ・ 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金）
 - ・ 地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業・再編計画推進事業）